

河南町消費生活だより

創刊号 平成23年6月発行

皆さん、はじめまして。河南町消費生活相談窓口です。

平成23年度から、「河南町消費生活だより」を
年4回発行することになりました。

消費者被害にあわない、かしこい消費者を目指し、
住民の皆さんと一緒に消費生活について考え、
安心・安全なまちをつかっていきたいと思っていますので
よろしくお願いします。



★第1回目は、「消費生活相談」についてです。

消費生活相談とは…？

皆さんは、「契約」という言葉を聞くと、どんなことを思い浮かべますか？

契約というと、不動産の建売住宅の購入やアパートを借りる、住宅ローンの申し込みをするなど、契約書を取り交わす特別なことと思いがちですが、私たちは日常生活の中であまり意識をしないで契約をしています。



例えば

- ・スーパーで野菜を買う
- ・電車に乗る
- ・携帯電話でメールをできるようにする
- ・気に入った絵画を見つけ、契約書は
交わしてないが口頭で買う約束をした

など

ポイント① 契約は当事者同士の合意があれば成立します。

ポイント② 契約が成立すると、当事者には「権利」と
「義務」が生じます。

ポイント③ 契約は、当事者の一方的な都合で、解除する
ことはできません。

(ただし、例外として契約の解除や取消しができる場合もあります。)

署名・押印をしたものだけが契約ではなく、口約束や署名だけでも「売ります」「買います」という合意があれば契約は成立しています。トラブルに遭わないために、事業者から交付される申込書や注文書、契約書などの書類は必ず内容をよく読み、それが今必要なのか、他と比べて納得できる内容なのかをよく考えてから契約する習慣を身に付けましょう。(広報5月号抜粋)

消費生活相談窓口とは・・・？



窓口では、相談内容の秘密を守りながら、商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、問題解決のための助言や情報提供を行っています。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まずに気軽に相談してください。

～相談窓口よりひとこと～

■「子ども安全メール from 消費者庁」をご存じですか？

次のサイトに登録をすると、主に、就学前までの子どもの事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起情報などが毎週木曜日に携帯電話やパソコンに配信されます。

<http://www.caa.go.jp/m/>（携帯電話から）

<http://www.caa.go.jp/kodomo/>（パソコンから）



■現在、河南町に寄せられている相談事例

- ①突然、業者が自宅に訪問し、金やプラチナ等の貴金属や着物を買取るというサービスに関する相談が寄せられています。
- ②「電線の修理の作業をしていて、お宅の家の屋根がおかしいので修理をします」などと言い、冷静に判断できないまま契約をせまるという相談が寄せられています。

《注意》 このように、突然事業者が訪問して来た場合は・・・

1. 必ず、販売目的が何か、どのような事業者なのかをきちんと確認し、契約するかどうか十分慎重に、まずは検討してください。
2. ②の事例は、契約書を受け取った日から8日間なら、無条件解約ができます（クーリング・オフ）。8日間が過ぎても解約できる場合がありますので、ご相談ください。



問い合わせ先

日時 毎週月・木曜日（祝日、年末年始は休み）

午前10時～正午、午後1時～午後4時30分

場所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）

電話 0721-93-2500（代表）内線251・252



■下記の専門家団体が、土、日曜日も消費生活に関する相談を受け付けています。

土曜日 ☎ 06-4790-8110 （社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

日曜日 ☎ 06-6203-7650 （社）全国消費生活相談員協会

